

拝啓 麻生内閣総理大臣 様

日頃は、激動する世界情勢の中で、日本のトップリーダーとして、その激務にご尽力頂き心より厚くお礼申し上げます。

さて、私は静岡市で今年開業 38 年を迎え、顧問先 500 件、従業員 50 名を擁する税理士法人の代表者です。

米国のサブプライムローンに端を発した世界同時株安、円高不況は、各国の協調対策にもかかわらず、一向に歯止めがきかず誠に深刻な状況です。

早く、ドラスチックな対策を講じないと、取り返しのつかない状況になることが予想されます。

そこで、本日は、中小企業が主ですが、長年企業経営者の方達と係わり合ってきた立場から 3 つの不況対策を申し上げます。

是非、前向きにご検討頂きたくお願い申し上げます。

まず第一は、現在の変動為替制度による弊害対策です。

企業間取引の為替相場及び企業の財務会計の評価基準となる為替相場を現在の取引日 or 貸借対照日によるのではなく、その日以前過去 3 ヶ月間の平均相場とするものとするものです。

これによるメリットは、

① 時価の振幅の幅を小さく出来る。

企業経営者にとっては、経営努力の及ばないところの損益を小さく出来ること
→ 決算修正の幅が小さくてすむ → 為替相場に一喜一憂することなく、企業経営に専念出来る。

財務会計基準に於いては、より実態に近い実のある B/S の提供が出来る →
投資有価証券を有する企業に於いても、損切りの範囲が狭くなる → スパイラルの機会が減る → 投資家により過度の不安を与えなくてすむ → 投資促進に役立つ。

② 過去 3 ヶ月間の実績により、次の 3 ヶ月の相場を読むところから、上場企業にあっては、4 半期 (3 ヶ月) 毎に発表する経営見通しがより立てやすくなる。 → 投資家の信頼を得やすい。

ご案内の通り、現在は時価会計に見られるように、世界の経済取引の判断基準はすべて時価中心主義です。

よって、当然のことながら商取引も、財務評価も、その時の為替相場によることとなります。それは、その時の取引相場ですから最も、リアルな価格と言う点では勝れていると言うことができます。

しかし、最近の為替相場を見ていますと、短期間の間に 1 \$ 105 ~ 90 円などと大きな変動をしています。

これは、実態経済というより投機資金による需要バランスの崩れによるものです。

企業によっては 1 円の変動で 40 億も 50 億もの利益変動を生ずる企業があります。これは企業経営の本来の営業活動以外の要因によるものであり、経営者の力の及ばないところの損益であります。

しかし、会社の利益に影響することを考えれば重大な関心事であります。経営は計画通り順調に推移しているにもかかわらず為替変動のため、決算予測を下方修正しなければならない企業が続出しています。

勿論、企業間では現在も円建て、ドル建て等による取り決めで決済されているときはあろうと思うのですが、円建てであろうとドル建てであろうと日々の相場による限り日々損益が変動することには変わりありません。

現在の世界同時不況への警戒感が高まる中、各国の行う諸施策にこの制度を取り入れる効果は大きいと思われまます。

これは勿論、日本だけの問題ではありませんし、民間企業取引に関する点もありますが、日本の総理として世界にリーダーシップを発揮してよき慣行を作って頂きたいと考えます。

今なら、世界各国のリーダーも耳を傾けることでありましよう。

次は、中小企業対策です。

企業が加入する社会保険に関するものです。

現在、法人及び個人で労働、社会保険加入者で企業側が負担する保険料はおおむね次のようになっております。

支払給料 ×12.94% = 本人（従業員）負担
 ×13.69% = 法人（企業）負担
 合計 26.63%

都道府県等で多少の違いはあるかも知れませんが、企業で働く従業員に支払われる給料に対しなんと 26.63% の社会保険料負担がありその内訳は上記の通りで法人（企業）の負担する割合は 13.69% となります。

これは賞与に対しても同じです。

中小企業経営者が支払う給料の他に更に 14% 近くの保険料を負担することは大変な重荷です。しかもこの負担割合は、大企業も同じです。リクルートに関しては、大企業と全く同じ条件の基、雇用競争しなければなりません。

先の社会保険庁による保険料の改ざん問題も元を正せば中小企業の社会保険料の負担の過重さに根ざしています。

そこで今回の提案であります
 中小企業が負担するこの社会保険料割合の引き下げを行うことです。

私は次のように提言いたします。

	現在	提言
支払給料	×13.69% = 法人（企業）負担	⇒4.5% = 法人（企業）負担 ⇒9.19% = 国 負担 計 13.69%

つまり、現在法人（企業）が負担している保険料の約 2/3 を国で負担するというものです。繰り返しますがこの対象はあくまで、中小企業だけです。

企業減税や定額減税は税を納めている者だけにメリットがあるのであって、本当に困って税金も納めることのできない赤字企業や個人にはそのメリットが及びません。

もし、これが実行されますなら、総理、貴方の名は中小企業者の理解者として未永く歴史にその名を残すことでありましょう。

麻生総理の勇気ある決断を節にお願い申し上げます。

次に3つ目の提言です。

現在法人企業に課している交際費の損金不算入制度の廃止ないしは緩和です。

今は、この制度を導入した当時の経済環境でも経営状況でもありません。

いっそのこと交際費を使い易い環境にして街の活性化に繋げては如何でしょうか。

交際費を受けた側は、売上として課税されますから税収の面からも決してマイナスばかりではないのであります。

麻生総理のご健勝を心よりお祈り申し上げます。

平成 20 年 10 月 30 日

アイクス税理士法人 代表社員 飯田昭夫
Tel 054-264-3171 FAX 054-264-3180